



埼玉県報

第522号
令和6年(2024年)
6月11日
火曜日

目次

告示

- Microsoft 365 ライセンスの調達に関する落札者等の公示 (情報システム戦略課)
- コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達に関する落札者等の公示 (情報システム戦略課)
- 自衛官の募集に関する告示 (地域政策課)
- 埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類 (学事課)
- 県広報紙「彩の国だより (令和6年5月号から7月号まで)」の新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示 (広報課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 越生町西和田・河原山土地地区画整理組合の定款の変更 (市街地整備課)
- 県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示 (ICT教育推進課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定 (選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し (選挙管理委員会)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第七百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

M i c r o s o f t 365 ライセンスの調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年5月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会 LA事業部北関東LA販売課 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目195-1

5 落札金額（税抜き）

1,030,958,088円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月9日

告 示

埼玉県告示第七百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年5月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会 LA事業部北関東LA販売課 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目195-1

5 落札金額（税抜き）

185,517,870円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月16日

告 示

埼玉県告示第七百三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第二回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和六年六月十七日（月）から令和六年七月三日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年七月十五日（月）から同月十七日（水）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年七月二十日（土）から令和六年七月二十一日（日）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

ロ 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和六年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日、令和六年十一月下旬の指定する日、又は令和七年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第七百四号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二の改正規定は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

第一中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二中「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類（第三において「日本標準産業分類」という。）」に改める。

告 示

埼玉県告示第七百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

県広報紙「彩の国だより（令和6年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み
及び配布業務 約1,600千部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月3日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 契約金額

7.74円（8ページ税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス高倉店

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前千五百五十八番ニ 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年五月二十八日

二 縦覧期間

令和六年六月十一日から令和六年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十一日から令和六年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新座駅前計画

埼玉県新座市野火止五丁目千二十五番地 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社ケイ・アイパートナーズ 取締役 田中 孝一

埼玉県新座市野火止五丁目二番十号CKスクエア新座七階

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千二十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二十立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から翌午前〇時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から翌午前〇時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年五月二十八日

二 縦覧期間

令和六年六月十一日から令和六年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年六月十一日から令和六年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百八号

令和六年埼玉県告示第十二号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百九号

令和五年埼玉県告示第四百十九号で公示した公共測量は、令和六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である小川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百十号

令和五年埼玉県告示第九百六十九号で公示した公共測量は、令和六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百一十一号

令和六年埼玉県告示第七十八号で公示した公共測量は、令和五年十二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、同字尾崎前、同字欠田、同字大利及び同字荒神明の各一部、同大字越生字河原の一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

六 変更の内容

第十条第一項中「十三」を「五」に変更する。

第三十二条第三項中「五」を「三」、「二」を「一」に変更する。

第三十二条第四項中「当選人が亡くなったとき」を削除する。

第三十三条第一項中「五」を「三」に変更する。

第三十三条第二項中「五」を「三」、「二」を「一」に変更する。

第五十九条第四項中「当選人が亡くなったとき」を削除する。

七 変更認可の年月日

令和六年六月十一日

告 示

埼玉県告示第七百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年六月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号 J P タワー
- 5 契約金額
388,868,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年六月十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年六月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について

ハ その他

告示

埼玉県選管告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和六年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
池田・前原集会所	埼玉県新座市池田五丁目十番二十九号	新座市長	百四十七人
栄集会所	埼玉県新座市栄一丁目二番二十四号	新座市長	二百六十四人
栄中央集会所	埼玉県新座市栄四丁目五番二十三号	新座市長	二百三十人
栄五丁目集会所	埼玉県新座市栄五丁目二番十七号	新座市長	二百二十一人
道場集会所	埼玉県新座市道場一丁目十三番五十三号	新座市長	百七十三人
片山集会所	埼玉県新座市片山二丁目十二番七号	新座市長	百人
野寺集会所	埼玉県新座市野寺二丁目五番二十五号	新座市長	百八十四人
野寺三丁目集会所	埼玉県新座市野寺三丁目八番十七号	新座市長	六十五人
野寺上集会所	埼玉県新座市野寺五丁目五番十二号	新座市長	二百人

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
栗原第一集会所	埼玉県新座市栗原一丁目 六番四十八号	新座市長	六十五人
栗原の森集会所	埼玉県新座市栗原二丁目 四番四十一号	新座市長	百人
武野集会所	埼玉県新座市栗原三丁目 七番七号	新座市長	二百二十四人
栗原六丁目集会所	埼玉県新座市栗原六丁目 五番二十二号	新座市長	百七十四人
北原集会所	埼玉県新座市石神一丁目 一番三号	新座市長	二百人
石神集会所	埼玉県新座市石神四丁目 五番二十号	新座市長	二百二十四人
堀ノ内集会所	埼玉県新座市堀ノ内二丁目 三番四十八号	新座市長	百七十人
新堀一丁目集会所	埼玉県新座市新堀一丁目 五番二十九号	新座市長	百九十三人
新堀三丁目集会所	埼玉県新座市新堀三丁目 一番十七号	新座市長	六十五人
西堀集会所	埼玉県新座市西堀一丁目 十番三十二号	新座市長	二百十人
あたご・菅沢集会所	埼玉県新座市あたご三丁目 十三番六号	新座市長	百二十五人

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
馬場集会所	埼玉県新座市馬場四丁目 三番三十六号	新座市長	百人
大和田一丁目集会所	埼玉県新座市大和田一丁目 十番十一号	新座市長	六十五人
大和田杉山集会所	埼玉県新座市大和田四丁目 六番三十一号	新座市長	二百三十人
大和田集会所	埼玉県新座市大和田五丁目 十二番二十五号	新座市長	六十五人
新座一丁目集会所	埼玉県新座市新座一丁目 十二番八号	新座市長	九十人
野火止一丁目集会所	埼玉県新座市野火止一丁目 二番十九号	新座市長	百五十五人
中原・本多集会所	埼玉県新座市野火止二丁目 七番十二号	新座市長	百三人
西分集会所	埼玉県新座市野火止三丁目 五番十五号	新座市長	二百人
菅沢集会所	埼玉県新座市野火止三丁目 十三番十一号	新座市長	六十五人
野火止四丁目集会所	埼玉県新座市野火止四丁目 十九番六号	新座市長	百四十九人
野火止五丁目集会所	埼玉県新座市野火止五丁目 二十九番三十四号	新座市長	百五十八人

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
野火止中集会所	埼玉県新座市野火止七丁目六番十六号	新座市長	百五十九人
野火止集会所	埼玉県新座市野火止七丁目十八番三十六号	新座市長	五十人
野火止八丁目集会所	埼玉県新座市野火止八丁目七番二十八号	新座市長	六十五人
中野集会所	埼玉県新座市中野一丁目二番三号	新座市長	百十人
北野・東北集会所	埼玉県新座市北野三丁目八番二十六号	新座市長	二百人
東一丁目集会所	埼玉県新座市東一丁目八番五十三号	新座市長	六十五人
東三丁目集会所	埼玉県新座市東三丁目十四番十号	新座市長	百九十三人

告示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和六年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新座市東北コミュニティセンター	埼玉県新座市東北二丁目二十八番五号	新座市教育委員会	百五十人
新座市西堀・新堀コミュニティセンター	埼玉県新座市新堀一丁目五番九号	新座市教育委員会	百五十人

告 示

埼玉県選挙管告示第二十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年六月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年六月十四日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他